

保険薬局と当院との、疑義照会に関する合意事項

平成 29 年 1 月

独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院

国による、昨今のジェネリック推進の途上において、「成分名が同一の銘柄変更」などの軽微な変更に係る疑義照会が、医療機関および保険薬局において極めて煩雑な作業となっている。この対策として、

- ・ 2008 年中医協：後発医薬品の銘柄指定について、患者の同意を得ることを前提に、処方医に改めて確認することなく別銘柄の後発医薬品を調剤可能。
- ・ 2010 年：処方医に改めて確認することなく、剤形違い（OD 錠など）、規格違い（2.5mg 2 錠→5mg1 錠）への変更を可能とした。ただし、薬剤料が変更前の同額以下であること。
- ・ 2010 年：外用剤について「剤形の変更」（テープ剤をパッチ剤など）は認められないが「規格の変更」（〇〇クリーム 5g 6 本→30g1 本）は認める。などの対応が国により示されてきた。

当院と当院の処方箋応需薬局の間においても、疑義照会に関する問題が生じていることから、当院薬剤部が薬局側の意見を取りまとめ、上記の国の対応を踏まえた上で、以下の 7 項目を作成、平成 29 年 1 月 17 日の当院医局会に諮り、合意を得た。

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

- ①成分名が同一の銘柄変更
- ②剤形の変更
- ③別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④無料で行う半錠、粉碎あるいは混合
- ⑤無料で行う一包化
- ⑥湿布薬や軟膏類での取り決め範囲内での規格変更
- ⑦その他合意事項

従って、当院の処方箋を応需する保険薬局各位においては、上記 7 項目の合意事項は、原則、疑義照会不要と致し、その運用においては、患者が不利益を被らないよう、十分に説明の上、同意を得て行うことと致します。

また、この合意事項に変更が生じる場合は、必要時に保険薬局と当院で適宜協議を行うことと致します。